北海道告示第 10628 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第17条第4項の規定により、 特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり告示の日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、意見を述べようとする者は、令和6年4月30日(縦覧期間満了の日)までに、意見の 内容を記載した書面に、氏名又は名称、住所、連絡先、年齢及び性別を記載して提出すること ができる。

なお、意見の提出方法は、原則として持参、郵便、ファクシミリ、電子メールによることと し、その提出先は、関係 (総合)振興局産業振興部水産課とする。

令和6年4月10日

北海道知事 鈴木 直道

1 計画地区及び縦覧場所

地区名 : 釧路散布地区

縱覧場所: 北海道釧路総合振興局産業振興部水産課

(〒085-8588 北海道釧路市浦見2丁目2-54 電話番号 0154-43-9212)

2 縦覧図書

特定漁港漁場整備事業計画変更書(案)

3 縦覧期間

令和6年4月11日から令和6年4月30日まで

4 縦覧時間

午前9時から午後5時まで